

国 立 大 学 法 人 京 都 大 学 旅 費 規 則 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 規程第5条に定める旅費の支給の対象、金額等は、別表のとおりとする。</p> <p>2 規程第5条の交通費のうち、自家用車の使用及びその車賃に関し必要な事項並びに別表第1表備考第2項の特別車両等の利用に関し必要な事項並びに別表第2表備考第1項及び別表第3表備考第3項の機中等での宿泊を伴う場合の宿泊料並びに別表第2表備考第2項及び別表第3表備考第4項の職員等以外の者に出張を依頼した場合の当該職員等ごとに相当する職等の区分は、財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）が別に定めるものとする。</p> <p>第4条 赴任に伴う旅費は、赴任を命ぜられた日から、本人は3か月以内、<u>扶養親族</u>は1年以内の間に移転した場合において、財務担当理事が別に定める場合に該当するときは、支給するものとする。</p> <p>(中 略)</p> <p>別表 第1表 (交通費)</p>	<p>第3条 (同 左)</p> <p>2 規程第5条の交通費のうち、自家用車の使用及びその車賃に関し必要な事項並びに別表第1表備考第2項の特別車両等の利用に関し必要な事項並びに別表第2表備考第2項及び別表第3表備考第4項の職員等以外の者に出張を依頼した場合の当該職員等ごとに相当する職等の区分は、財務担当の理事（以下「財務担当理事」という。）が別に定めるものとする。</p> <p>第4条 赴任に伴う旅費は、赴任を命ぜられた日から、本人は3か月以内、<u>家族</u>は1年以内の間に移転した場合において、財務担当理事が別に定める場合に該当するときは、支給するものとする。</p> <p>附 則 (令和8年3月総長裁定)</p> <p>1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。</p> <p>2 施行の日前の命令等による出張及び赴任については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例によるものとする。</p> <p>別表 第1表 (交通費)</p>

旅費の種類	支給の対象	金額	旅費の種類	支給の対象	金額
交通費	(略)		交通費	(同 左)	
鉄道費	1～3 (略) 4 役員又は部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、1から3までに規定するもののほか、特別車両料金 5 (略)	(略)	鉄道費	1～3 (同 左) 4 役員・部局長が特別車両料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、1から3までに規定するもののほか、特別車両料金 5 (同 左)	(同 左)
バス賃	(略)		バス賃	(同 左)	
船賃	1 その乗船に要する運賃(①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員・部局長の区分に該当する者にあつては上級の運賃、教職員・その他の区分に該当する者にあつては中級の運賃、②運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員及び部局長にあつては上級の運賃並びに役員及び部局長以外の者にあつては下級の運賃) 2 (略) 3 役員又は部局長が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別船室料金 4 (略)		船賃	1 その乗船に要する運賃(①運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員・部局長の区分に該当する者にあつては上級の運賃、教職員・その他の区分に該当する者にあつては中級の運賃、②運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、役員・部局長にあつては上級の運賃並びに役員・部局長以外の者にあつては下級の運賃) 2 (略) 3 役員・部局長が特別船室料金を徴する船舶を運行する航路による旅行をする場合には、1及び2に規定するもののほか、特別船室料金 4 (同 左)	

航空賃	内国旅行 1 (略) 2 役員又は部局長が特別の運賃等を徴する座席を利用する場合には、1に規定するもののほか、その座席の運賃等	(略)	航空賃	内国旅行 1 (同 左) 2 役員・部局長が特別の運賃等を徴する座席を利用する場合には、1に規定するもののほか、その座席の運賃等	(同 左)
	外国旅行 1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあっては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあってはファーストクラス相当を除く級の運賃、役員及び部局長以外の者にあつては最上級の2位下位の級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員及び部局長にあっては上級の運賃、役員及び部局長以外の者にあつては下級の運賃 3 (略)			外国旅行 1 運賃の等級を3以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、総長にあっては最上級の運賃、役員(総長を除く。)及び部局長にあってはファーストクラス相当を除く級の運賃、役員・部局長以外の者にあつては最上級の2位下位の級の運賃 2 運賃の等級を2階級に区分する航空路による旅行の場合には、役員・部局長にあっては上級の運賃、役員・部局長以外の者にあつては下級の運賃 3 (同 左)	
車賃	(略)	(略)	車賃	(同 左)	(同 左)
備考： ● 1 (略) ● 2 鉄道賃の項の4による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2による運賃等並びに外国旅行の1及び2に係る役員及び部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限る、役員及び部局長と同基準と			備考： ● 1 (同 左) ● 2 鉄道賃の項の4による特別車両料金並びに航空賃の項の内国旅行の2による運賃等並びに外国旅行の1及び2に係る役員・部局長以外の者の運賃については、特にその利用が必要なものとして別に定めるものに限る、役員・部局長と同基準とす		

することができる。

● 3 (略)

(中 略)

第4表 (内国における赴任に係る移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額					
		100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上1,000km未満	1,000km以上2,000km未満	2,000km以上
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地から新居住地までの距離に応じた定額	70,000円	85,000円	110,000円	145,000円	150,000円	190,000円
	役員・部長	00円	00円	000円	000円	000円	00円
	教職員	60,000円	75,000円	90,000円	125,000円	130,000円	160,000円

備考：(略)

第5表 (外国からの赴任に係る移転料)

ることができる。

● 3 (同 左)

第4表 (内国における赴任に係る移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額					
		100km未満	100km以上300km未満	300km以上500km未満	500km以上1,000km未満	1,000km以上2,000km未満	2,000km以上
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地から新居住地までの距離に応じた定額	90,000円	120,000円	140,000円	190,000円	210,000円	250,000円

備考：(同 左)

第5表 (外国からの赴任に係る移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額					
		A地域	B地域	C地域	D地域	E地域	F地域
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地の地域区分に応じた定額	100,000	150,000	210,000	230,000	250,000	270,000
		00円	00円	00円	00円	00円	00円

備考：(略)

第6表 (内国における赴任に係る扶養親族移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額
扶養親族移転料	職員等の赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合、当該職員等に対し支給した移転料の定額	当該職員等に支給する第4表の移転料の同額

旅費の種類	支給の対象	金額					
		A地域	B地域	C地域	D地域	E地域	F地域
移転料	赴任に伴う住所又は居所の移転に係る旧居住地の地域区分に応じた定額	200,000	300,000	420,000	460,000	500,000	540,000
		00円	00円	00円	00円	00円	00円

備考：(同 左)

第6表 (内国における赴任に係る家族移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額	
家族移転料	職員等の赴任に伴い、家族が住所又は居所を移転する場合において、住所又は居所の移転に	家族1人目	当該職員等に支給する第4表の移転料の同額
		家族2人目以降1人ごと	当該職員等に支給する第4表の移転料の4分の1に相当する額

職員等の赴任に伴い、扶養親族が内国において移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の <u>3分の2</u> に相当する額を合わせた額
	12歳未満6歳以上の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の <u>3分の1</u> に相当する額を合わせた額
	6歳未満の者	交通費における航空賃の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の <u>3分の1</u> に相当する額。ただし、6歳未満の者を3人以上随伴するときは、2人を超える者ごとに交通費における航空賃以外の実額を加算するものとする。

備考：

- 1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
- 2 扶養親族の移転に係る職員等に支給する移転料は、扶養親族の数に関わらず1回限りとする。

● 3 (略)

第7表 (外国からの赴任に係る扶養親族移転料)

係る費用		
職員等の赴任に伴い、家族が住所又は居所を移転する場合において、当該家族の旅行に係る費用	12歳以上の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の <u>同額</u>
	12歳未満の者	交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の <u>2分の1</u> に相当する額を合わせた額

備考：

- 1 家族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
- 2 職員等の赴任に伴う場合に発生する住所又は居所の移転に係る費用及び家族の旅行に係る費用に対する家族移転料の支給は、家族の数に応じて支給する。

● 3 (同 左)

第7表 (外国からの赴任に係る家族移転料)

旅費の種類	支給の対象	金額
扶養親族 移転料	職員等の赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合に、当該職員等に対し支給した移転料の定額	当該職員等に支給する第5表の移転料の同額
	職員等の赴任に伴い、扶養親族が外国から移転する場合に、当該扶養親族の数及び区分に応じた定額	12歳以上の者 交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の2に相当する額を合わせた額 12歳未満の者 交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の3分の1に相当する額を合わせた額

備考：

- 1 扶養親族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
- 2 扶養親族の移転に係る職員等に支給する移転料は、扶養親族の

旅費の種類	支給の対象	金額
家族移転料	職員等の赴任に伴い、家族が外国から住所又は居所を移転する場合において、住所又は居所の移転に係る費用	家族1人 当該職員等に支給する第5表の移転料の同額 家族2人 当該職員等に支給する第5表の移転料の4分の1に相当する額 1人ごと
	職員等の赴任に伴い、家族が外国から住所又は居所を移転する場合において、当該家族の旅行に係る費用	12歳以上の者 交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の同額 12歳未満の者 交通費の実額並びに当該職員等に支給する日当及び宿泊料の2分の1に相当する額を合わせた額

備考：

- 1 家族の移転は、特に必要な場合を除いて、当該職員等の採用等の日から1年以内に完了するものを支給の対象とする。
- 2 職員等の赴任に伴う場合に発生する住所又は居所の移転に係る

数に関わらず1回限りとする。

● 3 (略)

(中 略)

別図1 (参考)

指定都市	甲地	乙地
シンガポール	次の(1)から(3)ま	左記以外の国又は地域
ロサンゼルス	でに定める地域のうち	
ニューヨーク	指定都市以外の地域	
サンフランシスコ	(1) 北米地域 アメ	
ワシントン	リカ合衆国、カナダ、	
ボストン	グリーンランド、ハワ	
シカゴ	イ諸島、バミューダ諸	
シアトル	島及びグアム並びに	
マイアミ	それらの周辺の島し	
ホノルル	よ(西インド諸島及び	
トロント	マリアナ諸島(グアム	
バンクーバー	を除く。)を除く。)	
ジュネーブ	(2) 欧州地域 ヨー	
ロンドン	ロッパ大陸(イタリ	
パリ	ア、オーストリア、オ	
リヤド	ランダ、ギリシャ、ス	
	イス、スウェーデン、	

る費用及び家族の旅行に係る費用に対する家族移転料の支給は、家
族の数に応じて支給する。

● 3 (同 左)

別図1 (参考)

指定都市	甲地	乙地
シンガポール	次の(1)から(3)	左記以外の国又は地域
ロサンゼルス	までに定める地域のう	
ニューヨーク	ち指定都市以外の地域	
サンフランシスコ	(1) 北米地域 ア	
ワシントン	メリカ合衆国、カナ	
ボストン	ダ、グリーンランド、	
シカゴ	ハワイ諸島、バミュ	
シアトル	ーダ諸島及びグアム	
マイアミ	並びにそれらの周辺	
ホノルル	の島しよ(西インド	
トロント	諸島及びマリアナ諸	
バンクーバー	島(グアムを除く。)	
ジュネーブ	を除く。)	
ロンドン	(2) 欧州地域 ヨ	
パリ	ーロッパ大陸(アン	
リヤド	ドラ、イタリア、オ	
	ーストリア、オラン	
	ダ、ギリシャ、サン	
	マリノ、スイス、ス	
	ウェーデン、スペイ	
	ン、デンマーク、ド	
	イツ、ノルウェー、	

	<p>スペイン、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ルクセンブルク、ロシア)、アイスランド、アイルランド、英国、マルタ及びキプロス並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)</p> <p>(3) 中東・オセアニア地域 アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、サウジアラビア、トルコ、オーストラリア、ニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ</p>			<p><u>バチカン市国</u>、<u>フィンランド</u>、<u>フランス</u>、<u>ベルギー</u>、<u>ポルトガル</u>、<u>モナコ</u>、<u>リヒテンシュタイン</u>、<u>ルクセンブルク</u>、<u>ロシア</u>)、<u>アイスランド</u>、<u>アイルランド</u>、<u>英国</u>、<u>マルタ</u>及び<u>キプロス</u>並びにそれらの周辺の島しょ(アゾレス諸島、マデイラ諸島及びカナリア諸島を含む。)</p> <p>(3) 中東・オセアニア地域 アラブ首長国連邦、イスラエル、カタール、サウジアラビア、トルコ、オーストラリア、ニュージーランド並びにそれらの周辺の島しょ</p>	
--	--	--	--	--	--